

～令和 9 年度小学校新 1 年生の保護者の方へ～

就学援助費（新入学用品費）の入学前支給のお知らせ

担当：羽村市教育委員会 生涯学習部学校教育課学務係

TEL 555-1111(内線 358) FAX 578-0131

羽村市では、翌年度に小学校新 1 年生となるお子さんがいる御家庭で、経済的に困りの保護者を対象に、就学援助費（新入学用品費）の入学前支給を行います。

援助対象

生活保護は受けていないが市内に住所を有し、前年所得が一定基準額未満、または就学援助費受給申請書内の申請理由「イ～ケ」に該当する、令和 9 年度に小学校 1 年生となるお子さんがいる御家庭。

所得基準額は生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）に定める生活保護基準額を適用しています。判定基準は家族構成、年齢により異なります。

援助内容

「新入学用品費」（国の基準額 64,300 円）を令和 9 年 3 月に支給します。

申請受付期間及び申請方法

【申請受付期間】 令和 8 年 11 月 2 日（月）～12 月 25 日（金）

【申請方法】 1 電子申請

2 書面申請（直接または郵送）

羽村市公式サイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、提出または郵送してください。

【郵送先】

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

羽村市教育委員会学校教育課学務係宛



注意事項

※上のお子さんを対象者として「令和 8 年度就学援助費」の認定を受けている方も申請は必要です。

その場合、申請書のみを提出してください。（添付書類は必要ありません。）

※今回の申請によって新入学用品費の支給を受けた場合は、次の取り扱いとなります。

- ・「令和 9 年度就学援助費」について認定された場合、「新入学用品費」は支給対象となりません。
- ・令和 9 年 4 月 1 日以降に他市町村へ転出された場合、転出先の自治体に本市が新入学用品費の支給を行った旨を通知します。

※審査結果は 3 月上旬に通知する予定です。

必要書類

○収入証明書

＜令和８年１月１日に羽村市に住所を有している方＞

収入を証明する書類を添付する必要はありません。

※収入が無い方も（被扶養者を除く）税（所得税または住民税）の申告が必要です。

所得の確認がとれない場合は審査が出来ませんので、御注意ください。

＜令和８年１月１日に他市区町村に住所を有していた方＞

１月１日の住所地で６月以降に発行されます。

※「令和８年度課税証明書」を収入がある方全員分を後日郵送または窓口へ提出してください。

○借家の場合は、家賃の支払いを証明する書類

いずれかの書類（写し）を添付して下さい。書類がない場合は、家賃の控除は出来ません。

① 賃貸借契約書

（契約者の氏名・物件の住所・契約期間・家賃が明記されている箇所の写し）

② 領収書（過去３ヵ月分）

※受取人が不動産会社ではなく、個人の場合は、別途契約を証明する書類が必要です。

○通帳又はキャッシュカードのコピー

振込依頼書に記入していただいた口座が分かるものの書類（写し）を添付してください。

※申請者と口座名義人は同じ方にして下さい。